

ピロリ菌検査を受ける方へ

市の補助金を使うピロリ菌検査(ヘリコバクター・ピロリ抗体検査)は、満40歳～59歳以下の方が1回のみ受けられる血液検査です。以下の説明をご確認ください。

<対象外> 以下に該当する方は対象外です。

- ・市のピロリ菌検査を受けたことがある者
- ・ピロリ菌除菌治療中もしくは除去治療を受けたことがある者
- ・食道、胃又は十二指腸疾患により定期的に通院、内視鏡検査を受けている者

検査後の結果について

陰性(異常なし)

陰性であっても胃がんのリスクがゼロになるわけではありません。

陽性(要精密検査)

(消化器内科の医療機関にご相談ください)

精密検査(内視鏡検査等)の実施

※ピロリ菌検査陽性後、内視鏡検査未実施の場合の除菌治療は自費になります。

内視鏡検査等で胃炎等の診断がされた場合

- ・ピロリ菌除菌治療等

内視鏡検査等で他の所見があった場合

- ・検査や治療等

今後は定期的に胃がん検診(胃部X線検査または胃内視鏡検査)の受診をお勧めします。
要精密検査となった場合、市の胃がん検診(内視鏡検査や胃部X線検査等)は受診できません。

*ピロリ菌検査後、要精密検査となった方は今年度、清須市の胃がん検診(内視鏡検査や胃部X線検査)を受けることができません。

万が一、受診された場合は、医療機関の定める検診費用をお支払いいただくこととなります。

ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。